

Q4 余ったごみ袋は、どうなるの？

A4 現在の御殿場市指定ごみ袋は、平成27年6月以降、市の窓口等で回収します。
回収したごみ袋は地域ボランティア清掃のごみ袋として配布するなど、絶対にごみにしないよう活用していきます。

Q5 紙おむつの使用世帯に対する支援はありますか？

A5 市独自のサービスとして、引き続き一定枚数の指定ごみ袋を支給させていただきます。

Q6 RDFセンターから新焼却施設になり、安くなった費用はどうなるの？

A6 現在行っている行政サービスの水準の維持と、子どもと、お年寄りのための新しいサービスの実施に要する経費に充てさせていただきます。

〈施設案内図〉



〈内容に関する問い合わせ〉

指定袋に関することは、御殿場市環境課 ☎0550-83-1610
分別区分に関することは、御殿場市リサイクル推進課 ☎0550-88-0530

※皆様の「一手間」が、更なるごみの減量につながります。

ご協力を
お願いします
平成27年4月1日から
指定ごみ袋が
変わります。

新しい指定ごみ袋(御殿場市・小山町共通指定ごみ袋)

指定袋の種類	可燃ごみ用・不燃ごみ用		
指定袋のサイズ	45ℓ	30ℓ	20ℓ
販売価格 (10枚・1組)	300円	200円	130円

※標準世帯で1ヶ月に使う費用は、缶コーヒー2本分位です。
※店頭での販売は、平成27年3月頃からになります。

教えて、環境課さん



Q1 なぜ、ごみ袋がかわるの？

A1 新ごみ焼却施設の稼働に合わせて、御殿場市と小山町の住民に同じ条件で、ごみを出していただくためです。

Q2 なぜ、有料化なの？

A2 ①排出量に応じた費用の負担を公平にするためです。
②排出抑制と、無料で出せる資源物の分別促進が図られます。
③3Rの意識が生まれ、ごみ減量化につながります。

Q3 今のごみ袋は、いつまで使えるの？

A3 平成27年5月末までです。

家庭系ごみの
分別区分(6分別)

平成27年4月から資源物の区分と、ごみの出し方が変わります。
広報ごてんば10月20日号を併せてご覧ください。

資源物

びん、缶、古紙、ペットボトル、金属、
小型家電、発泡スチロール、トレイ、古着・古布

可燃ごみ

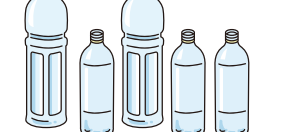
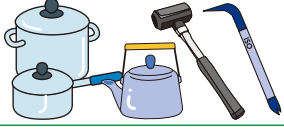
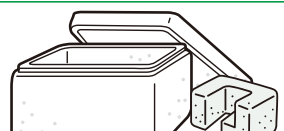
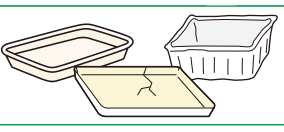
不燃ごみ

有害ごみ

危険ごみ

粗大ごみ

資源物

びん 集積所のコンテナ(緑)		●飲料用・食料品用・飲み薬用のびん・乳白色以外のガラス製化粧品容器。 ●中身を使い切ってすすいで出してください。
缶 集積所のコンテナ(青)		●飲料用・食料品用のみで、大きさは一斗缶まで。 ●中身を使い切ってすすいで出してください。 ●スプレー缶は「危険ごみ」、塗料缶等は「不燃ごみ」
古紙 「新聞紙類」 「雑誌・雑がみ類」 「段ボール紙」 紙ひも等で縛り集積所		●次の3種類に分けて紙ひも等で縛って出してください。 ①「新聞紙類」:新聞、折込広告 ②「雑誌・雑がみ類」:本、ノート、紙パック等の①③以外の紙類 ③「段ボール紙」:段ボール、お菓子等の厚紙など ●シュレッターごみや、名刺サイズ以下の紙は紙袋に入れて「雑誌・雑がみ類」として出してください。 ●感熱紙は「可燃ごみ」
ペットボトル 集積所の専用ネット・ または拠点回収		●ペットボトルの♻マークが明示されているもの。 ●集積所又は拠点回収箇所へ出してください。 ●中をすすいで出してください。 ●ラベル、キャップは取り外して「可燃ごみ」へ ●つぶさなくても出すことができます。  PET
金属 新区分 集積所のコンテナ(茶)		●鉄、アルミや、ハンマー・パール・金づち等の鋼類(はがね) ●パイプ等は1.5m以下。それ以上は「粗大ごみ」 ●細かな金属(クリップ、画鋏、釘等)や、はさみ、包丁、カッターの刃等の危険なもので、紙等で包む必要があるものは「不燃ごみ」
小型家電 新区分 集積所のコンテナ(オレンジ) 又は、拠点回収		●コンセントや乾電池で動く家電製品全般(家電リサイクル4品目を除く) ●パソコン、携帯電話等の個人情報を含むものは拠点回収へ ●石油ファンヒーター等の燃料を使うもの、電気毛布、電気カーペット、除湿機は対象外
発泡スチロール 拠点回収		●きれいに洗い、次の回収場所に設置したコンテナへ入れてください。 場所:リサイクル推進課(川島田1446-9)南側 日時:月～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後4時30分の間 ●汚れているもの、テープや荷札などの粘着剤が付着しているものは「可燃ごみ」
トレイ 拠点回収		●トレイの♻マークが明示されているもの。 ●きれいに洗い、拠点回収箇所へ出してください。 ●汚れのひどいものは「可燃ごみ」  PS
古着・古布 新区分		●着られなくなった古着・古布等は捨ててしまわずにリサイクルしましょう。 下記の事業所を利用ください。 エコハウス御殿場 ☎88-3337 みくりや紙業 ☎89-1180 タカダ産業 ☎89-9836 勝又商事 ☎89-7572 ●注意：事業所によって回収品目が異なりますので確認してから搬入してください。 ●森之腰ショッピングセンターエビ・塚原公民館・町屋公民館にも回収ボックスが設置されています。ぜひご利用ください。 ●回収できる古着・古布は汚れ、濡れ、臭いのないものに限りです。 ●中身の確認できる袋で搬入してください。 ●回収ボックスに投入してください。

ごみ出しの基本ルール

- ごみの分類区分に従い、それぞれ指定された場所へ出してください。
- 集積所へは、指定日の当日午前8時30分までにし、前日や夜間には出さないでください。
- 「可燃ごみ」、「不燃ごみ」は指定ごみ袋に入れ、氏名等を記入して出してください。
- 袋に入らない大きさの物は粗大ごみとなります。施設に自己搬入をしてください。
- 一度に多量のごみが出る場合、数回に分けて集積所に出すか、施設に自己搬入してください。
- 「処理困難物」、「家電4品目」は市で処理することができません。各業者へ処理を依頼してください。

可燃ごみ

指定ごみ袋で集積所へ



- 資源物以外の燃えるもの。
- 布などは1m四方以下に裁断したもの。
- ロープ状のものは1m以下に切る。
- 羽毛布団のみ袋に入れば「可燃ごみ」
- 廃油は凝固剤で固めるか、紙などに吸わせて出す。
- 紙おむつは汚物を取り除く。
(条件により指定ごみ袋を配布)

不燃ごみ

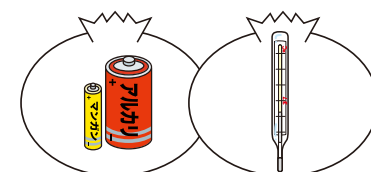
指定ごみ袋で集積所へ



- ガラス、陶器、植木鉢など
- 可燃ごみとの分離が困難な混合物
- 蛍光灯以外の電球、割れた蛍光灯
- 刃物などは紙などで包んでください。

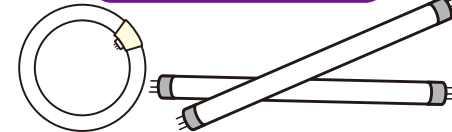
有害ごみ

乾電池・体温計
透明袋で集積所へ



- 体温計等水銀を使用しているもの
- 種類別に透明な袋に入れ、集積所へ

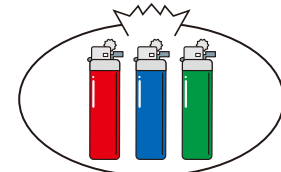
蛍光灯
拠点回収へ



- 拠点回収箇所へ
- 割れたものは「不燃ごみ」へ

危険ごみ **新区分**

ライター
透明袋で集積所へ



- 透明な袋に入れ、集積所へ
- 袋にはライターだけを入れてください。

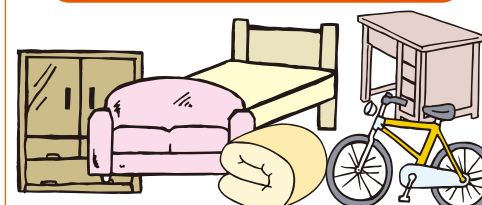
スプレー缶
集積所のコンテナ(クリーム)



- スプレー缶、カセットコンロ用・キャンプ用ガスボンベ
- 穴あけは不要

粗大ごみ

粗大廃棄物処理場に自己搬入



- 指定ごみ袋に入らない可燃物、不燃物、金属類
- 1.5m以上のパイプ状の金属
- 処理手数料
自己搬入:200円/10kg
出張収集:500円/10kg
※出張収集は予約制です。
- 別途加算料金がかかるもの
ベッドマット、原付自転車、除湿機、電子ピアノ・電子オルガン・エレクトーン、電気・太陽熱温水器、大型マッサージ機

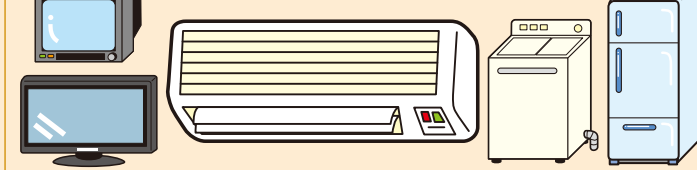
市では処理できません 各業者へ処理を依頼してください。

処理困難物



- 自動車・バイク用バッテリー、タイヤ、消火器などで処理困難物と指定されているもの
- 各業者へ処理を依頼してください。

家電4品目



- テレビ・エアコン・冷蔵庫(冷凍庫)洗濯機(衣類乾燥機)
- 処分方法 ① 買い替えの場合:購入店で処理手数料を支払う。
② 処分のみを行う場合
ア)市内の収集運搬業者に処理を依頼する
高森商事☎82-1911 勝又商事☎89-7572
タカダ産業☎89-9836
イ)家電小売店に依頼する
ウ)廃家電指定引取所に直接持ち込む
セキトラシステム㈱ 長泉町納米里515-1
☎055-988-6868
- 料金の内訳 処理手数料=リサイクル料金+収集運搬料
※リサイクル料金を郵便局で振込み、収集運搬料は各引き取り業者へ支払います。振込み用紙は郵便局にあります。
※振り込みの際はメーカー名と型番を控えてください。
※②ウ)の場合はリサイクル料金のみです。